

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社Cオフィスに所属し、派遣先であるD会社において建設設備機械運転等の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日の労災事故による左腰痛（以下「原傷病」という。）の治療のためにコルセットを着用し、平成〇年〇月〇日、自宅前で自転車に乗ろうとしたところ、左足の動きが不自由であったため、ペダルを踏み外して転倒し、左手首を骨折したという（以下「本件転倒」という。）。請求人は、同月〇日、Eクリニックを受診し、同日のうちにF医療センターに転医し、「左橈骨骨折後変形治癒」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、労働災害に起因する原傷病の療養のためにコルセットを着用せざるを得ず、これにより左足の動きが不自由となり本件転倒をしたものであり、左手首の骨折とその後生じた本件疾病は、業務上の事由によるものであると主張する。

当審査会においては、請求人の主張について慎重に検討したが、コルセットの着用が動作に一定の支障をもたらす可能性は否定できないものの、本件転倒が、当該コルセットを着用していたが故に発生したとは判断し得ず、また、そもそもコルセットを着用していると通常起こり得る事故であるとも判断し得ないことから、原傷病と本件転倒による骨折及び本件疾病の発生との間に、相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

その他の請求人の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。